



日系企業が抱えるブラジル税務上の課題

2020年10月27日

ブラジル日本商工会議所

日伯法律委員会

通関・税制WG長：吉田幸司

(Head of Japan Desk of KPMG Brazil and South America)



目次

1. 税務課題
2. 税制改正案に対するアンケート調査結果（2020年）
3. 税制改正にあたっての要望事項
4. 通関課題



稅務課題

日系企業が抱える税務上の主な課題

1. 複雑な税制度
2. 改正頻度の多さ
3. 連邦税の還付/相殺を行うことの難しさ
4. ICMS関係（クレジットが解消しない、ICMS-STのキャッシュフローへの影響等）
5. OECDガイドラインに準拠していない移転価格制度
6. 税務調査が実施された場合の対応に苦慮
7. 税務訴訟の多さ、長期間に及ぶ訴訟
8. 税務インセンティブ適用時の弊害
9. ロイヤリティ契約認可への不安

※2019年6月及び7月実施のアンケートより

課題	内容
複雑な税制度	<ul style="list-style-type: none">➤ 税の種類、申告書の数が多すぎる➤ 間接税の多さがブラジルの競争力を阻害/投資の弊害となっていると考えられる➤ 多くの日系企業は税務コンプライアンスを重要視しており、適切に対応するためにシステム投資、多くの税務担当者の採用、税務コンサルタントの利用など多くの労力・費用がかかる
改正頻度の多さ	<ul style="list-style-type: none">➤ 頻繁な改正が税制の不安定さを招いていたり、連邦、州、市の間での税制の矛盾が生じている➤ 頻繁な改正への対応のためのコストがかかる（システム変更、コンサルタント費用 等）
連邦税の還付/相殺を行うことの難しさ	<ul style="list-style-type: none">➤ 特に輸出業者にとっては、通常連邦の間接税クレジットが溜まることになり、還付を受けることで解消されるものの還付手続きに時間を要する（最長10年）➤ Per/Dcompを通じて相殺が自動でなされるものの、最終的に相殺が認められなかったケースも存在

課題

内容

ICMS関係

- 多くの企業でICMSクレジットを有しており、その解消がなかなか進まずキャッシュフローに悪影響を及ぼしている（特にサンパウロ州では、還付が不可能のため、解消が難しい）
- 特別レジーム等の適用申請しても承認までに時間がかかる
- ICMS-STがキャッシュフローに及ぼす影響は大きい。また、設定されているマージンが実際のマージンより高かったり、マージン率の頻繁な変更への対応も必要であり、ICMS-ST適用のために、労力・コストがかかる

OECDガイドラインに準拠していない移転価格制度

- 現在のブラジルの移転価格制度がOECDガイドラインに準拠していないためにブラジル側で課税所得の加算調整が必要となるケースが多く、その結果、2重課税となる

税務調査が実施された場合の対応に苦慮

多くの企業で税務調査が実施されているが、次の意見あり

- 税務調査官によって意見が異なる
- 調査の通知を受けてから調査が実施されるまでが短期間でであり対応が困難
- 同じデータの提出を求められる
- 納税の公平性が欠けているという印象

課題

内容

税務訴訟の多さ、長期間に及ぶ訴訟

- 長期にわたる訴訟（20年以上のものもあり）
- 同様の内容の訴訟が存在
- 訴訟対応のために従業員を採用、弁護士への依頼などコストがかかる
- このような訴訟の多さがブラジルへの潜在的リスクを日本の親会社を感じることで投資を控えてしまう

税務インセンティブ適用時の弊害

- インセンティブを適用する場合、適用条件が明確ではない（法律の不安定、不確実性につながる恐れ）、または、要求事項が厳しく適用できない場合がある

ロイヤリティ契約認可への不安

- 関連会社へ支払うロイヤリティに関する契約書をINPIに登録しているが、その契約書を延長したい場合にINPIが認可しない可能性がある

税制改正案に対するアンケート調査結果 (2020年)

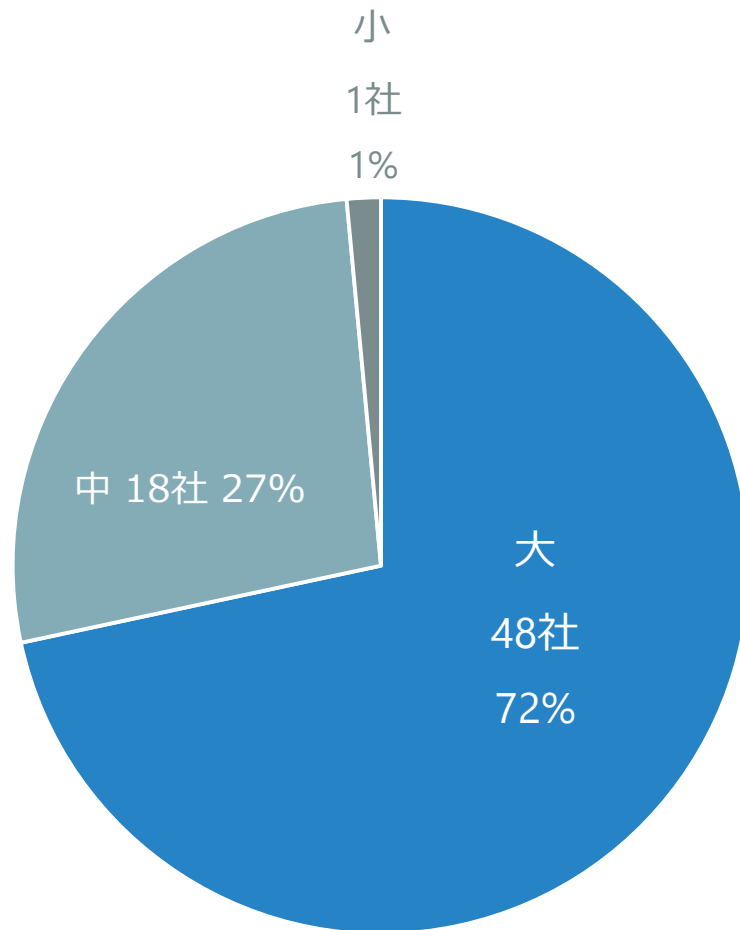
アンケート概要

ブラジル政府が取組んでいる税制改正に関する日系企業の要望等を把握すべくアンケート（日本語）を実施。

なお、アンケートに先立ち会員企業向けに政府提出の税制改正案概要セミナー（日本語）を実施。

- アンケート実施期間
2020年9月16日～2020年9月25日
- アンケート対象企業及び対象企業数
日本からブラジルに進出している日系企業（日本に親会社を有する企業）204社を対象
- アンケート回答企業数
66社（32%）
- 質問内容の概要
全部で5問。（その他、自由回答欄）

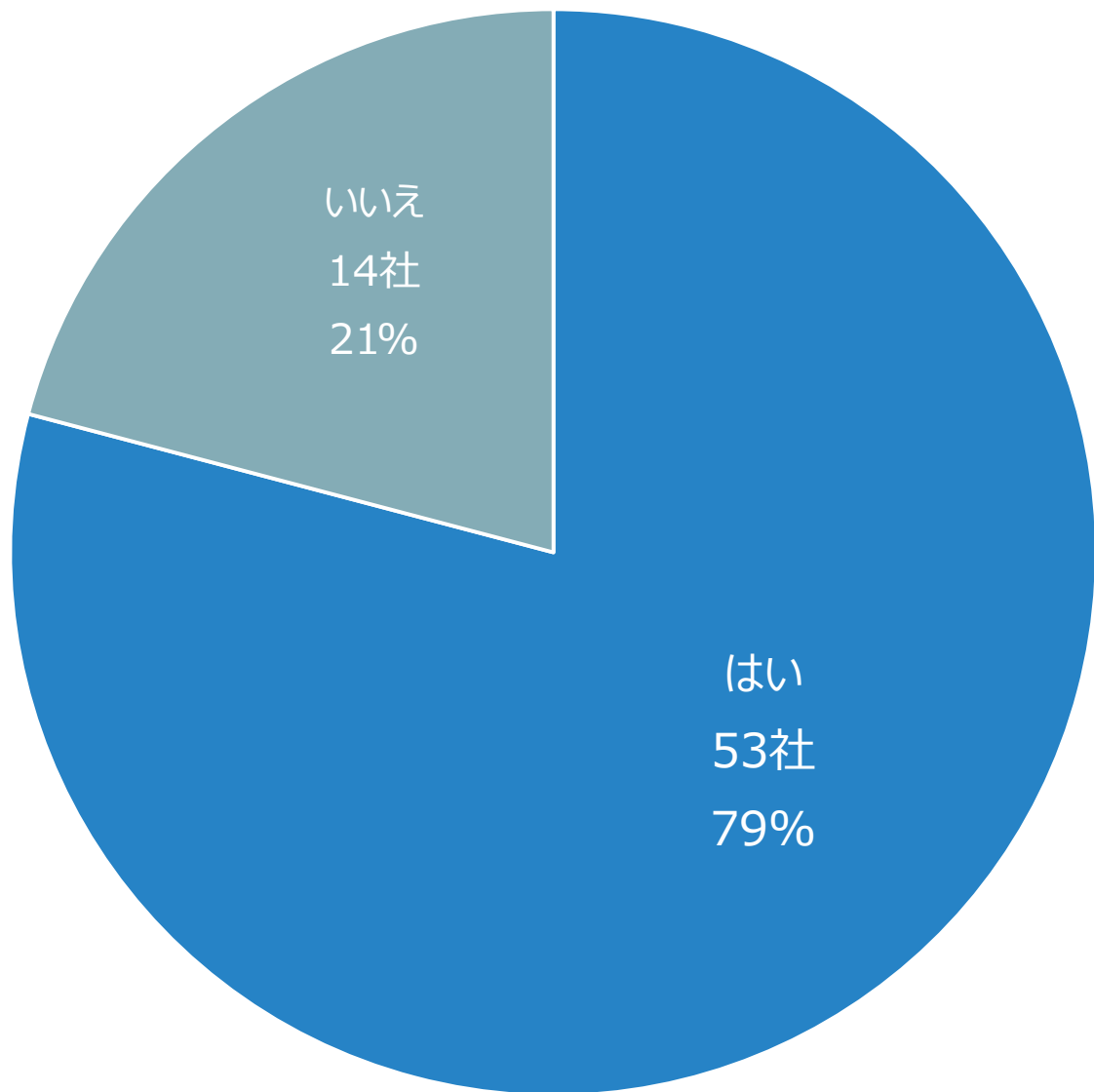
ブラジル税制が事業に与えている影響



【主なコメント】

- 税務関連に費やす労力・コスト負担が大きい
- 税クレジットの収支に対する影響が大きい
- ICMSクレジットが増加し、解消に時間がかかる（転売してもディスカウントで損失も発生）
- 訴訟・係争案件への対応
- 2重、3重となる課税システムで税負担が大きい
- 頻繁な税制改正が事業に与える影響
- 法定安定性に欠ける
- 輸入品に対する税の参入障壁が高い
- OECDガイドラインに沿っていない移転価格税制への対応
- 競合他社がTax Incentiveの恩恵を享受している場合に自社が有していないと競争力がなくなるが、享受するための条件を満たすために膨大が工数とコストがかかる

政府の税制改正取組み姿勢への評価



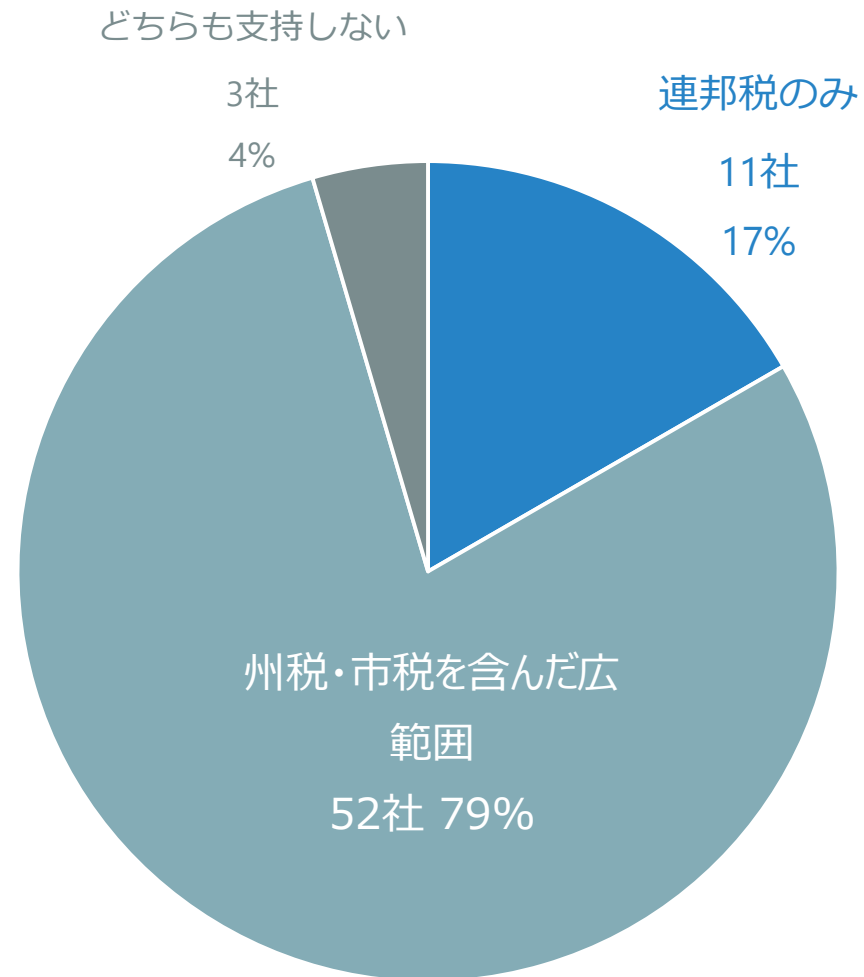
【主なコメント】

- 税制の簡素化されれば、実務上の負担、コスト削減に繋がる

懸念事項

- まだ結果が出ていないため実現性に疑問。まだ、まだ時間がかかるかもしれない懸念
- 改正の度合いが不十分であり、また、移行措置などもあり、その効果には疑問がある
- 新たな税負担が生じる懸念。または税負担の軽減が見込めないことから、評価することは難しい
- 州の権限を減らし、連邦政府へ一元化することでの税制の簡素化を要望

支持する税制改正案 (連邦税のみ or 州税・市税も含んだ幅広い税制改正 or 支持しない)



【主なコメント】

- (最も苦戦を強いられている税制の1つ) ICMSを含めてでないとな本当の税制改正ではない
- より広範囲な改正が望ましいが、広範囲な税制改正には時間が掛ると思われ、まずは出来るところから実現していくことが必要(将来的には州税・市税を含めての改正が必要)
- 税制改正によって租税数が減ることは望ましい
- 一部ではなくバランスの取れた改正が必要
- 同じやるのであれば、徹底的な改革を

税制改正案が決議される希望時期

2022年以降できるだけ早く

7社

11%

2020年度中

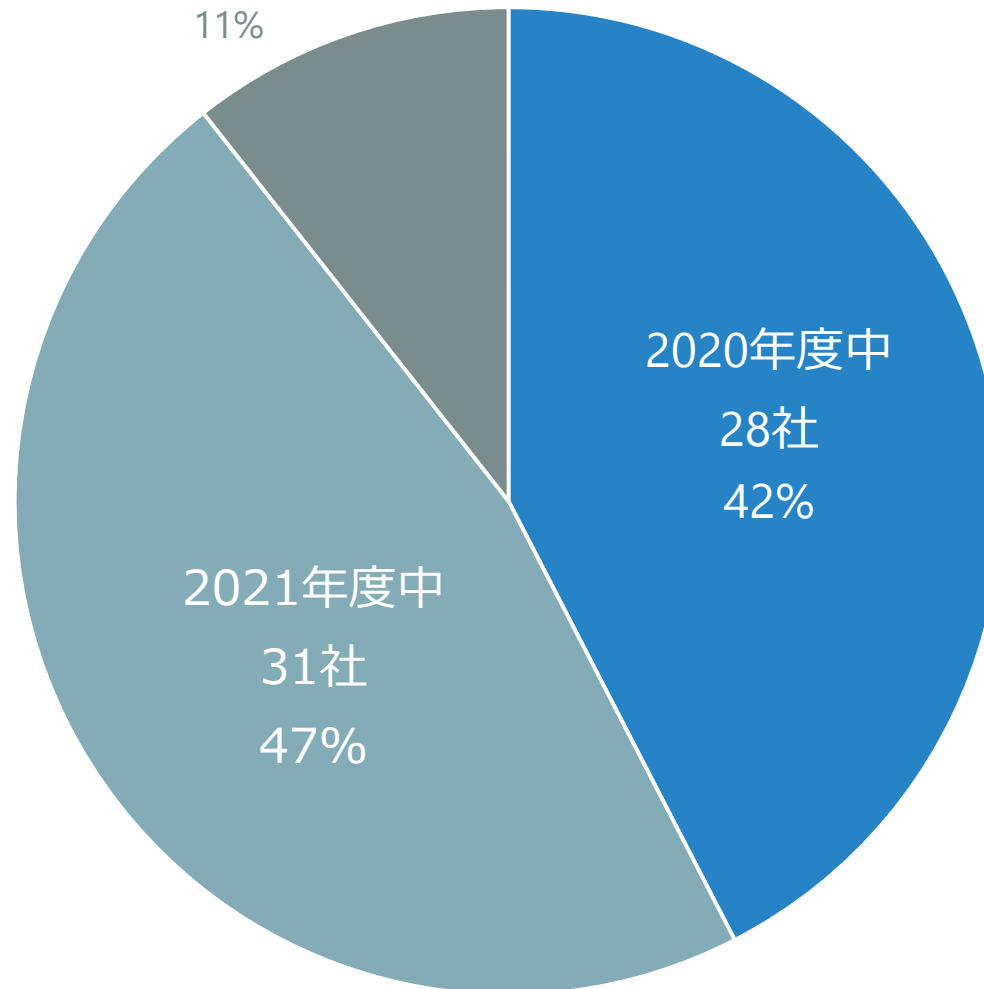
28社

42%

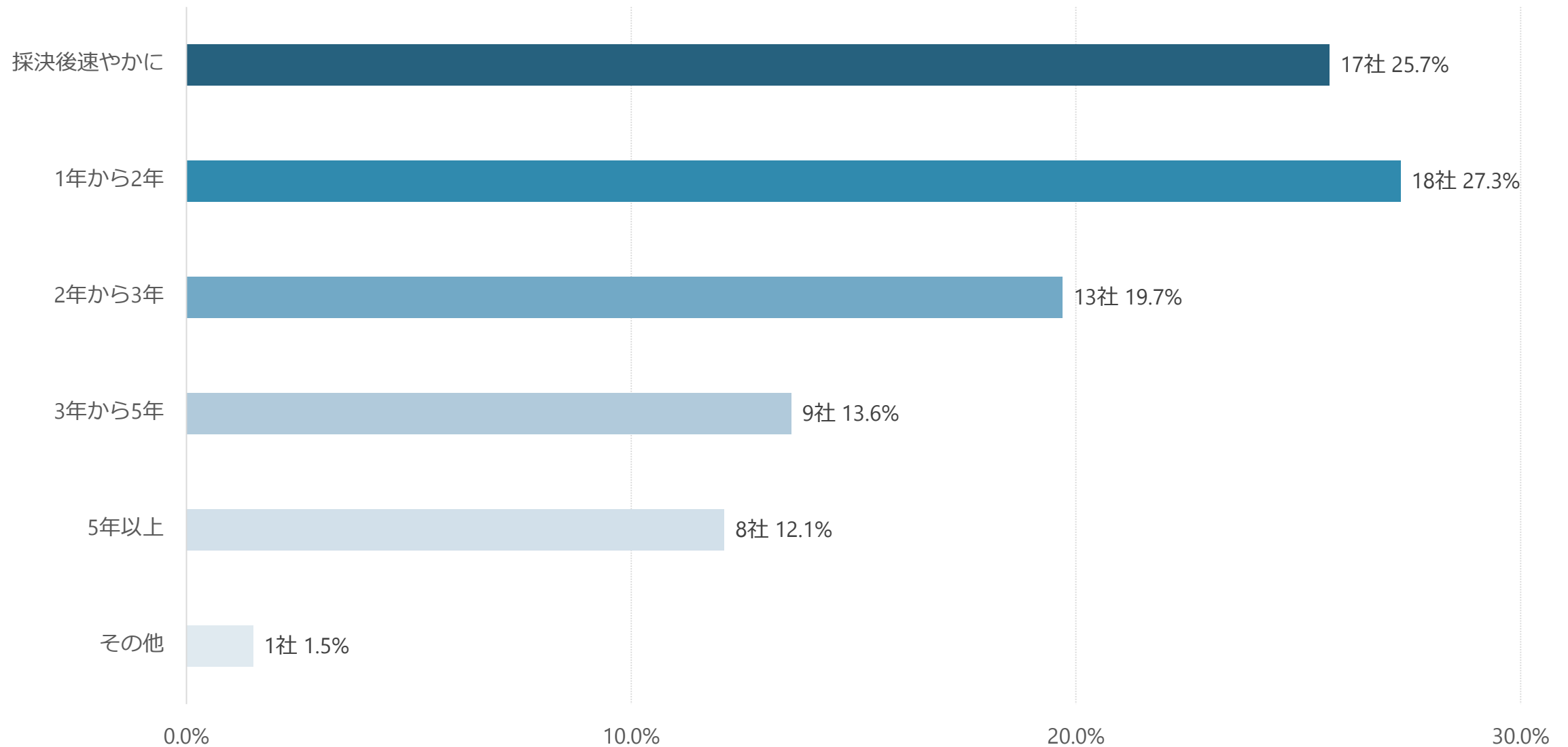
2021年度中

31社

47%



税制改正が実施される場合の移行期間の必要性



税制改正が実施される場合の移行期間の必要性

【主なコメント】

- ある程度の移行期間は必要と考えるが、あまり長い移行期間は望まない（多くの会社は3年未満）

移行期間が必要な理由

- ブラジルにおいて末端の担当者までの周知徹底に時間がかかるため移行期間は必要
- 移行期間がないと事業への影響を正確に図ることが難しく、また、システム対応が必要な場合には時間を要する可能性もある
- 急激な変更は企業に与える影響が大きい可能性
- 移行期間があったほうが多少はスムーズな税制改正へ適用が期待できる
- マナウス現在の税制恩典と税制改正の関係はマナウス事業継続の可否につながるため

移行期間があることのデメリット

- 移行期間中は税制が増えており更に複雑となる
- 長すぎると別の問題が生じる懸念

その他税制改正に対する意見

- 州間の税制の違い・租税戦争により多くのコストが生じていることから、本当の意味でのブラジルコストを解消するためには州、市も含めた幅広い改革を期待
- 不透明な税制による訴訟等は、納税者側、政府側にとってもメリットがないと言える。また、PIS/COFINSの課税標準にICMSを含めないという最高裁判決がでたにもかかわらず企業間で取り扱い、解釈が別れている状況であり、このような税制の不安定さを取り除けるような制度・対応が必要
- ICMSクレジットを解消しやすくする制度を要望
- 税務当局とのさらなる対話ができる環境の整備
- 税収入に関わる税制はより明確になる方向性が見えるが、支出についてもより明確化が望まれる（納税の納得感）



税制改正にあたっての要望事項

税制改正に当たっての要望事項

1. 州税・市税も含めた税制度が簡素化、矛盾点がなくなるような包括的かつ抜本的な税制改正
2. 税務クレジット滞留はブラジルでビジネスを行うに当たって大きな影響を及ぼすため、税務クレジットが滞留しないような税制度
3. 特にICMSについては善良な納税者にとってクレジットが溜まらないような改正。また、ICMS-STは廃止
4. 抜本的な税制改正に時間を要する場合、税制の不安定さ、さらなる複雑さに繋がるような改正は行わない
5. 長期に及ぶ移行期間は企業に負担を課すことになるため、適切な期間での移行を実施
6. 移転価格制度については早急なOECDガイドラインへの準拠。時間を要する場合には、二重課税の主要因を排除すべく①為替の影響を考慮する制度、②PRL法適用時の利益率の再見直し、③APA制度の導入の検討
7. ブラジルでビジネスを継続するためには親会社等とのロイヤリティ契約を締結し、継続する必要がある。そのため、ブラジルでビジネスを行うためにどうしても必要な場合にはロイヤリティ契約の延長を認めるとともに、間接税(CBSなど)の対象となる場合には税負担が増えることになるため、全体を踏まえての課税の可否を検討
8. 税制改正ではないが以下の税務当局側での対応改善を要望
 - 1) 税務調査：より効率的な税務調査の実施、納税の公平さを感じ取れるような対策
 - 2) 税務訴訟：訴訟件数を減らし、判決までの迅速な対応（法律の矛盾の解消、訴訟対応のさらなる迅速化等）
 - 3) 税務当局と納税者の円滑なコミュニケーション



通関課題

通関WGメンバー

協力：森田 透（ブラジル日本通運 役員補佐）
／谷口雅治（IDL Express Japan Desk 営業部長）

➤ **AFRMM(商船隊更新追加税)の撤廃**

- 通関手続きにおけるリードタイムの保証（通関基準の標準化、手続の明確化による正確な通関時間の確保）
- 輸入ライセンスに関わるルール改善
- OEA (Operador Econômico Autorizado)制度の推進（OEA認定企業の拡大、日伯間における相互承認の実現）



Muito Obrigado